

多摩市市制施行50周年記念誌作成準備委員会設置要綱

多摩市告示第575号

(設置)

第1条 この要綱は、多摩市市制施行50周年記念誌（以下「記念誌」という。）を作成するに当たり、その編集の基本方針を策定するため、多摩市市制施行50周年記念誌作成準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、及び協議し、その結果を多摩市長（以下「市長」という。）に報告する。

- (1) 記念誌の編集の基本方針に関すること。
- (2) その他記念誌の編集に関し市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）5人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 3人以内
 - (2) 多摩市内に在住し、若しくは在勤する者又は多摩市内の大学に在学する者 2人以内
- 2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する市長への報告を行う日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が主宰する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画政策部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。